

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人③

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長

理事会○〇〇〇は、医療法の改正に伴い、経過措置型医療法人から基金制度を利用した医療法人へ移行するにあたり、第2章の次に第3章として、前回（基金拠出型の新設のポイント）に引き続き、基金拠出型医療法人への移行について説明します。

基金拠出型医療法人への移行の場合の手続き、申請書類について、基金募集を移行時に行わない場合と行き場合について示します。

①定款変更は、定時社員総会あるいは臨時社員総会で行なうことが可能です。

「定款変更社員総会議事録」には、次に掲げる記載が必要です。

移行の手続き

基金拠出型医療法人への移行の場合の手続き、申請書類について、基金募集を銀行に行わない場合と銀行で行つて示します。

①定款変更は、定期社員総会あるいは臨時社員総会で行つことが可能です。

定款変更社員総会議事録には、次に掲げる記載が必要

①定款変更は、定期社員総会あるいは臨時社員総会で行なうことが可能です。定款変更社員総会議事録には、次に掲げる記載が必要です。

〔定款変更社員総会議事録記

認の件

第〇号議案 定款の変更承認の件

ア 医療法人の定款変更認
可申請書
添付書類

集をはじめることが可能だ。基金の募集の手続きに関することは、次のやうな手順で行なうべだ。

定款変更と同時に 基金の募集を行う場合

この定款変更に伴い、資

本金を資本剰余金に振り替
えぬ」といつてや、一回
これを承認した。

②都道府県知事への申請書

類（都道府県による）異なることがあるので、各都

道府県に確認してくださ
い)として次の書類が必
要です。

ア 医療法人の定款変更認

イ 添付書類 可申請

表

- C b**
新定款の案
定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（変更する）とを決議した社員総会または理事会の議事録の写し〔原本の証明があれども〕

①定期款変更および基金募集の社員総会決議は、定期社員総会あるいは臨時社員総会で行える。

③申請書類についても「スティック3」の書類のみで、基金に関する募集通知等は必要ありません。

